

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN) プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

市民不在の自治省の国民総背番号制導入プランに反対する

私たちは個人情報の国家一元管理やデータ監視社会を望んでいない

三月一日、自治省は、あらゆる市民の広範な個人情報の国家一元管理をねらいに、住民基本台帳を基にした国民総背番号制を導入する方針を明らかにした。

この方針は、自治省行政局長の私的、諮問機関である「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」(座長・小早川光郎東大教授)が、中間報告としてまとめたものを受けて発表された。つまり、役人とその手のうちにある協力者グループが練り上げたプランに沿ったものである。しかも、一九九八年をめどに実際に導入する腹づもりでいる。

この方針の発表は、大多数の市民にとり、まさに「寝耳に水」。まったく国民不在であり、役人とその協力者による「暴挙」というほかない。

こうした暴挙がまかり通る背景には、政治家の多くがまったく行政追従となつてしまつており、立法府である国会が行政・役人をコントロールする力を失つてしまつてい

る現実がある。また、行政の暴走や立法府の無力化に歯止めをかける役割を果たすべき非政府団体(NGO)が、わが国では十分に育っていないことも原因といえよう。

自治省のプランでは、私たち市民ひとり一人に、一生涯消すことのできない「入れ墨」のような十けたの番号を付けることになつてい

る。また各人に番号カードを交付し、氏名、住所、性別、生年月日などの基礎情報を自治省に新たに設けられる中央コンピュータセンターで管理する仕組みになつてい

る。センターと各自治体とはネットワーク化され、各市民の個人情報は背番号で一元管理されることになる。この背番号は幅広い行政分野での利用が想定されてい

自治省中間報告特集

主な記事

- 自治省中間報告に対する見解
- 自治省の共通番号構想を読んで自治省の中間報告(要旨)
- 市民団体を支える法人制度・税制を考える
- 民間非営利法人法案要綱

こうした状況こそ、まさに行政・役人の望むところである。行政・役人にとり市民につけた背番号はマスターキーのようなものである。官民の各種データベースにある個人情報に、このマスターキーを使い瞬時にアクセスすることが可能となる。しかし、こうしたシステムの完成を許すことは、私たちの人権にとり非常に危険である。「悪いことをしていなければ恐れるに足らず」では済まされない。

私たちは、プライバシーの国家一元管理など望んでいない。自治省の役人やその協力者が考える国民背番号を使ったデータ監視社会などはまっぴらである。

精神的に自由な社会を守り、将来に禍根を残さないためにも、自治省の役人やその協力者の考える国民背番号導入プランについて、徹底した国民的な議論を急ぐのではないが。

PIJは、自治省の国民総背番号制導入プランに絶対に反対である。

代表 石村 耕 治

自治省の住民基本台帳番号方式による 国民総背番号制導入案（中間報告）に対する見解

わが国のプライバシー環境破壊の阻止に向けて

プライバシー・インターナショナル・ジャパン（PIJ）

一九九五年三月二七日 運営委員会承認

本

年三月一日、自治省行政局長の私的諮問機関である「住民記録システムのネットワークの構築に関する研究会」（座長・小早川光郎東京大学教授）は、住民基本台帳番号を基礎とした「すべての住民を対象とした統一的な番号制度」、いわゆる「国民背総番号制」導入をねらいとした中間報告を発表した。

安易な私的研究报告が

国民に重大な挑戦

この中間報告の最大の特徴は、自治省行政局長という一官僚が設けた私的諮問機関がまとめあげたものであるという点である。つまり、一行政官僚とその手のうちにある協力者グループが練り上げたプランであるという点である。

この中間報告が現実のものになる

とすれば、国民背総番号の仕組みにより、私たち国民の広範な個人情報が一元的に国家管理されることになる。つまり、この仕組みは、私たち国民のプライバシー、精神的自由にも多大な影響を及ぼすものである。にもかかわらず、中間報告は、国民のコンセンサスや立法府である国会での議論もなしに、一行政官僚とその協力者の手で作成され、唐突に発表された。

このような、国民不在でしかも一方的にかつ不透明な政策方針の策定・発表に対し、まずもって、私たちは異議を唱えなければならない。

また、この中間報告発表の際のプレスコメントでは、今年（一九九五年）六月に最終報告をまとめ、一九九八年（平成十年）度に制度導入をめざす、と声明している。しかし、

公僕たる一行政官僚が主導する私的研究会が、発足後わずか七ヶ月、しかも、たった四回の会合でこのような重大なデータ政策の方針を決め、さらにその実施時期にまで言及するに至っては、言語道断といわなければならない。この国民総背番号制構想で、自治省のコンピュータなどが管理の対象とする情報主体は国民である。このような暴挙は、その情報主体たる国民の参政権に対する重大な挑戦といわなければならない。

また、こうした国民のプライバシー権に対し重大な影響を及ぼす政策方針の策定・発表について、立法府である国会がまったくコントロール機能を失っていることに對し、遺憾の意を表さなければならない。こうした行政の暴走を黙認している立法府の構成員（議員）に対しては、自らが国

民の代表者であることについて強く自覚を促したい。

国民はプライバシーの

国家一元管理を望んでいない

ほとんどの国民は、「プライバシーの国家一元管理」など望んでいない。中間報告には、生活者である国民の精神的自由を、いかに充実したものにしていこうかといった視点がまったく欠けている。中間報告がめざす「国民総背番号制によるデータ監視社会」の構築など、まっぴらであるといいたい。

一九九八年、私たちは

一生涯消すことのできない

番号を付けられる？

中間報告によると、住民基本台帳をもとに、私たち一人一人に一生涯消すことのできない「入れ墨」のような10ケタの番号を付けることになっている。また、各人に番号カードを交付し、氏名、住所、性別及び生年月日の四情報を自治省に新たに設けられる中央コンピュータセンターで管理する仕組みになっている。センターと各自治体とはネットワーク化され、各市民の個人情報各人の背番号で一元管理されることになる。

番号の自由な民間利用は

個人情報の商品化につながる

中間報告に盛り込まれた番号制度には数多くの問題点がある。それらうち、いくつかをとり上げて検討してみよう。

たとえば、一つは、この背番号が幅広い行政分野での多目的利用を前提とした仕組みである、という点である。また、番号の民間での自由（自発的）な利用を禁じていない点である。

民間での番号の自由な利用を放任すれば、企業や学校など多くの民間機関が、この番号を利用して各種のデータベースを構築することになる。わが国では国民が久しく集団主義の考え方にならされ、いまだプライバシーを尊重しようという国民意識は十分に育っていない。こうした土壌のもとにあつては、番号の無制約な利用により個人情報が効率的に収集されるとともに、“商品化”され、“濫用”されることは目に見えている。また、行政は、この番号を“マスターキー”のように利用し、データベース化された形で官民にわたり広く収集されている個人情報を入手することが可能となる。その結果、従来からの“権力監視”に代わる

“データ監視”の方法により、行政が国民をコントロールすることが可能となり、アメリカなどで見られるように番号を使った個人情報の濫用が多発することは目に見えている。

このように、民間での自由（自発的）な番号の利用は法律で厳禁しなければ大変なことになる。またカナダのように、後になって番号の利用制限を行おうとしても、多大な努力が求められることになる。

カードの発行は

番号の目的外利用と

携行の義務化を招く

一方、中間報告では番号カードの発行を想定している。ICカードではなく、磁気カードを想定しているものと思われるが、いずれにしろこのプランは非常に問題が多い。

アメリカの社会保障番号（SSN）は腐食するペーパーである。これは社会保障庁（SSA）の職員の説明によると、紛失したときに悪用されないように、むしろ腐食しやすい素材を、意図的に使っているためであるという。

また、オーストラリアは、納税者番号（TIN）についてはカードの発行はしていない。これは、番号の目的外利用の防止とともに、国民ID証

（国民登録証）化・携行の義務化を防ぐためである。わが国でも、「内国人登録証」としての利用・携行の義務化などの方向に進むことを防ぐためにも、カードの発行は絶対に認めてはならないといえる。

このように、断片的に点検しただけでなく、この中間報告には多くの問題が含まれている。

中間報告には個人情報

保護の具体策はない

中間報告では、国民総背番号制の「導入にあたっては住民の理解を得る必要がある」とか、「個人情報の保護を適正に行う」とか言うものの、何一つ具体策が示されていない。

“はじめに番号制ありき”といった次元の低い内容のものである。

情報・プライバシー基本法（仮称）

制定こそ最優先の課題

こうした国民総背番号制の導入を論じる前に、政府自らが国の情報・プライバシーに関する基本方針ないしは情報・プライバシー基本法（仮称）を制定する必要がある。

内容的には、行政情報は“国民の財産”であること、個人情報は各“個人の財産”であること、情

報・プライバシー権を侵害されたものは苦情申立権を保障されること、多目的利用を前提とした統一コード番号は、憲法十三条など自由権保障の見地からこれを禁止すること、行政データベースの設置は法律に基づくことなど、を中核とすればよい。

PIJは中間報告の

白紙撤回を求める

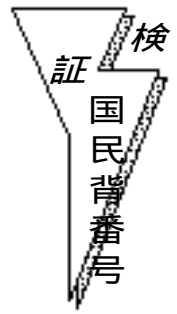
PIJはプライバシー環境の

包括的検討を国会で

行うよう求める

私たちは、わが国の“データ監視社会化”、“プライバシー環境の破壊”につながる、自治省行政局長の私的グループの発表した中間報告の白紙撤回を求める。同時に、番号制の是非、情報・プライバシー環境の整備などを含む包括的な検討を、生活者である私たち国民の広範な意見が反映されるためにも、立法府である国会で行うように求める。

プライバシーを守るためのNGO（非政府団体）である私たちPIJは、立法府における検討にあたっては、積極的に協力したいと切に望んでいる。



[Data-0005]

今回はData-0005として、本年三月一日に発表された、自治省行政局長の私的研究会の中間報告要旨を原文のまま（原文は横書き）掲載する。この中間報告は、「住民基本台帳を基礎にした「共通番号」を国内に居住する個人全員に付番し、各種の行政機関及び民間機関で自由に利用していることとの、いわゆる国民総背番号制の実現を求めている。

1 住民基本台帳を基礎とした番号制度について

行政の高度情報化の進展に伴い、的確・効率的に個人を識別でき、すべての住民を対象とした統一的な番号制度を設けることを検討する必要がある。

このような統一的な番号制度は、住民に関する記録を正確かつ統一的

自治省

住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会（座長 東京大学法学部教授 小早川光郎）

中間報告（要旨）

を行うために設けられている住民基本台帳を基として構築されることが適当であり。住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するという住民基本台帳制度の目的に合致し、これからの行政の高度情報化の基盤整備となるものと考えられる。

2 住民基本台帳番号制度の概要

生涯を通じて一つの全国的に重複しない番号であること
市町村によって、住民に対して付されること

付番の正確性を確保するために、氏名、住所、性別及び生年月日の4情報を番号とともに、センター等に集めてチェックを行うこと

番号に係る情報については、適切な保護措置が行われること
番号に基づいて各種の事務処理・行政サービスが行われること

4 住民基本台帳番号制度の活用方策について

ネットワークのセンターを活用した高度な人口統計等の作成等が可能であり、センターは、災害等により住民基本台帳システムが稼働しなくなった場合のバック・アップとしても機能することが可能である。

住民基本台帳番号を活用して様々な行政サービスの効率化、高度化、広域化を行うことが可能である。また、行政の高度情報化施策の導入の基盤となる。更に、番号カード自体を様々な分野で活用することが可能である。

5 住民基本台帳番号制度の導入のための問題点

特に懸念される番号に係るプライバシーの保護の問題等を含め、次のような点を中心として更に検討を行う必要がある。

住民基本台帳制度上の位置付けなどの法的措置の在り方
センターの保有する情報についての保護対策
センターからの住民基本台帳番号に関する情報の提供の手段、在り方

3 住民基本台帳番号制度のためのネットワークシステムについて

二重付番のチェックなど番号の管理のために、市町村とセンターを結ぶネットワークの構築が必要であり、中間には都道府県レベルのセンターも必要と考えられる。
センターは、同時に、住民基本台帳番号に係る情報の提供の窓口としても構築することとなる。

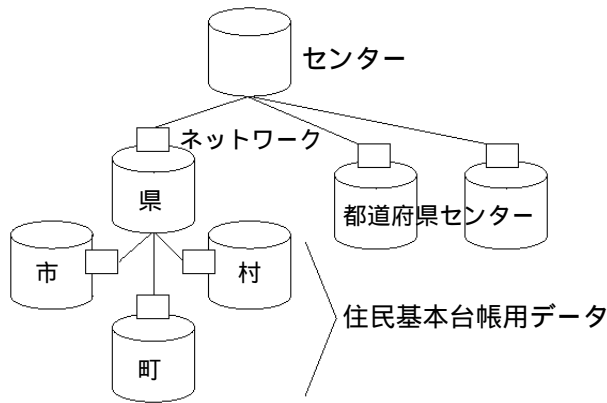
6 まとめ

個人情報保護に関する住民基本台帳法での保護措置と個別の行政分野での保護措置との機能分担の在り方
 民間での住民基本台帳番号の利用への対応の在り方
 番号カードの偽造・悪用への対策

住民基本台帳番号制度の導入は、そのデータの管理や個人情報の保護の問題、ネットワークのセンター等の性格の問題など、なお、整理すべき課題があるが、これからの行政の高度化の基盤整備としての意味を持つものと考えられる。
 したがって、速やかに残された問題の検討を行うことが必要である。
 また、その早期の導入に向けて作業が進められることが期待される。

中間報告（本文）の（別紙）

ネットワークのイメージ



番号・氏名等の確認
 ↑
 ↓
 番号と4情報のデータ収集

番号カードのイメージ



住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会委員名簿

- 石橋孝雄（地方自治情報センター 情報調査部長）
- 加藤治彦（NTTデータ通信第三公共システム事業部行政システム企画開発部長）
- 鐘ヶ江真知恵（東京都中央区民課長）
- 金子治夫（静岡県浜松市企画課長）
- 古農文雄（日本経営協会コンサルタント）
- 小早川光郎（東京大学法学部教授）
- 柴田啓次（千葉経済大学経済学部 教授）
- 鈴木康夫（千葉大学教養部助教授）
- 長谷部恭男（東京大学法学部 助教授）
- 水野忠恒（早稲田大学法学部教授）
- 堀内和成（自治省情報管理室長）
- 川村仁弘（自治省行政課長）
- 折笠竹千代（自治省市町村税課長）
- 松浦正敬（自治省振興課長）

計14名
 は座長

自治省の共通番号構想を読んで

PIJがやらなければ

ならないこと

大津市 北村 勝則



コンピュータ時代に対応して、行政事務の電子化が急速に進んでいる。

自治省は全行政機関や民間での利用を前提にした「住民基本台帳番号」構想を発表し、官民のデータベースに一生不変の個人番号＝国民背番号を使う方針を明らかにした。一方、大蔵省・国税庁は、一九九四年の十月から、すべての税務情報の一元管理をめざし、納税者番号制の導入を前提にしたKSK（国税総合管理）システムの試行に踏み切った。

この両者に共通する問題点は、日本国内に居住するすべての個人あるいは全納税者に、番号を付けその情報を管理するという点である。

PIJは、これらの構想やシステムに対しどのようなアプローチをするべきかを、私なりに考えてみた。

これまで、政府税調による「納税者番号制」の検討や、厚生省による年金番号の一元化構想などが発表され論議されてきた。しかし、自治省はなぜ突然、「住民基本台帳番号」構想を発表したのか。しかもプライバシーの侵害に対する何の法制度の提言もいままにである。これは、大蔵省や厚生省のすすめようとしている「番号制」に対して、自治省は自分のところが「付番事務」を管理し、国民背番号制でインシアティブをとりたい、というねらいがあるものと思われる。つまり、国民のことなど考えず、自分の「縄張り」を増やしたいというのが本音ではないだろうか。

この自治省の役人の勝手な動きに対してPIJは、次のような問題点を指摘し、かつ、それらを検討・研究し国民の前に明らかにしていかなければならない。

自治省構想が、何の法的裏付けもないまま突然国民に明らかにされないまま突然国民に明らかにされない背景。
年金番号一元化やいわゆる納税者番号制との関係はどうなるのか、二重、三重の番号制が導入されるおそれはないのか。
共通番号制による行政の「効率化・住民の利便性」は、ほんとうに期待できるのか。そしてこれら

の「利点」と、国民の情報を行政がすべて管理することにより発生する問題点と、バランスがとれるのか。
「お上意識」の強い日本で、プライバシー保護の確立や共通番号の厳格な利用制限は可能か。
「番号カード」の交付と利用の具体的な問題点はどのようなものが考えられるのか。

さらに、マスコミ報道や一般の国民の間では、いわゆる納税者番号制と自治省が考えるような国民背番号制とのちがいが、あるいはそれぞれの問題点が明確に理解されていない。そこで、PIJは、政府税調などが考えている「納税者番号制」についても、あわせて問題点を明らかにしていく必要がある。たとえば、本来の納税者番号制とはどのような制度か、自治省などが考える「共通番号制度」との違いは何か、ほんとうに課税の公平や全所得の総合課税が実現できるのか、納税者のプライバシー権はどのように保障すべきか、等々である。

PIJは、「共通番号構想」の持つ広範な問題点を研究・検討し、急いで国民に向けて報告していかなければならない、私もそう考えている一人である。

国民背番号は

いらぬ

自治省構想の危険性

東京都 平野 信吾



自治省は「行政の高度情報化と行政サービスの効率化」を唱い文句に、「すべての国民に統一した識別番号を付ける」との構想を公表した。三月二日に各新聞等で一斉に報じられたその内容はお粗末なものだが、このような、国民生活や社会に重大な影響を及ぼす問題が、国民的議論も経ずに突如として一方的に出てくることに憤りを感じる。

自治省構想は、「まず統一番号を付けよう、利用方法は後から考えればよい、初めに番号ありき」という発想である。何としてでも自治省が番号管理の主導権をとりたいたのである。行政内部の利権争いは勝手だが、国民に何の利益にもならない「総背番号制」は大きな迷惑である。しかも、ただ迷惑だとばかり言っていられない。実際に導入されたらとんでもないことになってしまう。

自治省の共通番号構想を讀んで

国民総背番号制のもつ危険な側面をいくつか指摘し、自治省構想への反論の一つとしたい。

個人情報には金になる



日のように送られてくるダイレクトメールを見れば、企業等

がいかに個人情報を収集・利用しているかが解る。大学や業界団体の名簿など、ありとあらゆる名簿が売買の対象となっていることは周知の事実である。また、パソコンを使えば、「インターネット」などコンピュータ・ネットワークを通じて、世界中から必要な情報を集められる時代になっている。個人情報のデータベースを作り、パソコン通信で有料利用させることは、今や手軽な「商売」である。

国民総背番号制の導入された社会で、国民が実際に背番号を使用する（させられる）場面では、番号を提示された側は、本人確認のための照合が必要となる。それには、自治省のコンピュータにアクセスし、個人の基本情報と照合

することが手つとり早い。莫大な収入を生むこの「照会サービス」を、自治省自らあるいは外郭団体を設立して行うのであることは疑う余地がない。

他の官庁や様々な民間機関でも、背番号によってデータベース化した個人情報の有料提供を行うに違いない。そしてこれらのデータ（個人情報）は「商品」として販売される。個人情報は官庁や民間機関にとって、利益を生む打ち出の小槌である。自治省と厚生省が激しい主導権争いを演ずるのも故無きことではない。

経済的動機は、プライバシーの保護の重要性など簡単に押しつぶしてしまう。

背番号は行政サービス

の低下をもたらす

国民背番号は、行政にとつては管理面で効率が良く便利であるかもしれないが、国民の側には何の利益も無い。番号によって行政サービスの質や量が向上する訳ではないからである。快適な生活環境や自然環境、教育、医療、住宅、老人問題、果てはゴミ処理問題に至るまで、国民背番号は何一つ解決も改善もしない。

また背番号制によって行政コストは下がるはずである。ところが膨大な導入コストやランニングコストのために、逆に行政コストは上がって

しまう。さらに、番号管理と運用のために事務量が増加し、行政が一層肥大化する。

そのため、福祉や住民向けの予算が削られ、行政サービスが低下することにもなりかねない。

それだけではない。背番号制は、国民が行政サービスを受けることを「抑制」する方向に働く。ある条件を満たしていないとそのサービスを受けられないという場合のチェックに、番号は最適の照合方法である。たとえば、ある公共施設を利用しようとする。入り口で番号カードを差し込む。すると「あなたは市民税が未納です。すぐに納めて下さい」というメッセージが流れたりする。

利用者は回りの人の視線を気にしながらあわてて、外へ出ていく。機械は正直である。人間とは違って見過ごしてはくれない。番号制によって人それぞれの特別な事情を無視し、機械的に「効率的行政サービス」が実施されたら、国民にとつては行政サービスの低下という重大な事態をもたらす。

背番号は社会的差別を助長する

プライバシー権とは、単に、秘密を人に知られたくないというだけの消極的な内容ではない。プライバシ

ー権は、知られると様々な社会的な、または個人的な差別を受けるかもしれないような個人情報は、他人が知るべきではないという大きな権利をも含んでいる。人は、人種や性別といった目に見えるものの他に、直接には分らない過去の行為や、出身などによつても社会的差別をされるべきではない。しかし、背番号を使つて個人情報がたどころに集められるシステムは、プライバシー権が限りなく0ゼロに近くなるという、恐ろしい社会を招く。

国民一人一人に番号を付ける前に、社会的差別や偏見を無くすことが先決である。そうでなければ社会的差別はさらに助長される。

全ての国民の個人情報が「公開」され、プライバシーが丸裸にされることによつて差別そのものが無意味なものになってしまつて社会、そんな逆説的で不快な空想が頭に浮かぶ。

背番号は新たな犯罪を生み出す

背番号は、駐車違反など一般市民が犯意も無く犯す法規違反の「捜査」において、本人確認の手段として一番効果を発揮する。しかし背番号による国民監視は、凶悪犯罪の防止にも減少にも役立たない。悪質な犯罪者は番号カードを持って犯罪を実行す

自治省の共通番号構想を読んで

るほど、それほど間抜けな人種ではないからである。



と重大な問題が予測される。背番号を使って収集された個人情報

の不正利用、不正流出といった問題である。また、他人の背番号の不正使用や虚偽情報の提供など、新たな「犯罪」が生まれる可能性もある。

現在でもコンピュータ犯罪は重大な社会問題となつてい

る。しかもこの種の犯罪は、直接人間が殺されたり傷ついたりする従来の犯罪と違い、銀行の預金が勝手に送金されたり、電子化された研究データがコピーされたりといった、犯罪の「被害者」や犯罪の惨状が見えにくいものである。

すなわち、一般の人にとつて、「情報」を対象とした犯罪は、その被害の大きさや危険性を理解しにくい。

しかし、いづれコンピュータは社会の隅々にまで普及し、ネットワーク化される。この高度に情報化された社会では、ヒトは番号化され単なる「データ」として処理される一方、データは一人歩きを始める。

情報プライバシーは風前の灯火^{ともしび}である。

徹底した管理と監視は、人間にふさわしい社会か

行政（国家権力）が国民を監視する。これは、その個人のデータが、その人物がどこに住もうとどんな職業に就こうと、ずっとついて回ることと意味する。つまり、人は人ではなく、「データのかたまり」になつてしまふ。データのかたまりが歩いたり喋ったりする。

これは必ず人間同士の関係にも影響する。ある人のことを知りたければパソコンを叩けばよい。聞いた話したりする必要がない。酒を酌み交わし、自分を語り、感情をあらわにし心をふれ合わすということがい

なくなる。これでは友情も生まれない。男女の関係もまたしかりである。人間が生きるために必要な環境は、自然環境や生活環境ばかりではない。自由に人間らしく生きるための社会的、精神的自由のある社会が必要なのである。国民総背番号制によるデータ監視社会は人間にふさわしい社会環境とは言えない。

個人情報すべてが国家があるいは国民相互が監視する社会、すなわち

それは、新たな時代の「全体主義国家」にほかならない。

限定番号と共通番号

番号なしに現代社会は成り立たない。およそありとあらゆる情報の管理に番号が使用されている。それらの番号は、ある管理目的に限定して利用される限定番号である。これに対して、複数の管理目的に共通して利用される番号が共通番号である。

国民背番号というとき、それは、全国民に统一的に付けられた重複しない番号で、なおかつ複数の分野で多目的に利用される共通番号である。

今回の自治省構想の住民基本台帳番号は、国民総背番号の典型と言える。

危険なのは共通番号なのである。どんな番号であれ、多目的に、また、多数の個人情報データベースの共有のアクセス・コードとして利用させてはならない。行政の効率は今

のままでも、プライバシーの安全のためにはその方がよい。

あれほど有効と思われた核兵器が、実際の戦争で使うことができないう無意味さゆえに、今では、廃絶の方向に向かっている。しかし、その歩みは遅々として進まない。国民

総背番号制も一度導入されると、国民がその無意味さや危険性に気がついて、廃止するのは困難である。データ監視社会は、行政からも隣人からも四六時中監視される、何人も逃げ場のない閉鎖社会である。行政の効率化や犯罪防止、課税の公平を理由に、国民を見えない鎖で繋ぐようなことは、そのこと自体が犯罪的である。

「共通番号構想」に関する原稿募集のご案内

- ・CNNニュース編集部では広く一般の方々から、番号制とプライバシー問題に関する原稿を募集しています。
- ・ご自分の考え、体験、希望などを800字以内をメドにお書きください。
- ・原稿には必ず住所、氏名、電話番号をお書きください。お寄せいただいた原稿は、編集会議の決定により掲載することになります。なお、原稿は返却できませんので、必要ない場合はコピーをお取りください。
- ・宛先は、PIJ事務局CNNニュース編集部。

PIJ Watch Series 1

前回の「分散型ナショナル・データベース」の概念に続き、「共通番号」と結びついた場合の問題点を報告します。

政府のナショナル・データベース構想と 国民背番号制の導入(2)

KSK(国税総合管理)システムと番号制問題は不可分

三 なぜ国民背番号

(共通番号)なのか

各所に分散した形で複数のデータベースを設置し、情報の相互利用を効率的に行うためには、国民一人ひとりに重複することのないようにつけられた番号(統一個人コード番号)を利用して各所のデータベースに入力される情報を管理すればよい。

現在、行政・役人は、政府税調や各省庁の代表者からなる共通番号制度連絡検討会議を通じて、「納税者番号」ないしは「共通番号」の名称で、官民が多目的に利用することを前提とした、「国民背番号」の導入をねらっている。

これは、まさしく各機関が、行政情報システム各省庁連絡会議の方針に基づいて各所に分散した形で設置するデータベースを、国民背番号(共通番号)で相互に容易にリンケージ(接続)できるようにしようと考えているためである。また、これによって、「分散管理型の包括的なナショナル・データベース」を、行政・役人が現実のものにしようとならしているためでもある。

四 なぜKSK

システムなのか

国税庁は、一九八七年の行政情報システム各省庁連絡会議のデータベース整備の方針に沿い、一九八八年に、税務情報のトータルなデータベース化をねらいに、「KSK(国税総合管理)システム」の開発に着手した。また、政府税調が「納税者番号」の検討を開始したのも、同じ一九八八年である。

ここまで述べてると、KSKシステムの開発開始と番号制の検討開始は、「偶然の一致」などではないことが分かるものと思われる。行政・役人の計画どおりの行動といえる。従来からある国税庁のADPシステムは、他の機関のデータベースとの接続を考えていない閉鎖型のシステムである。しかし、現在開発中のKSKシステムは、OSI(開放型システム間相互接続)機能を持った、他の機関のシステムとリンケージできる開放型のものである。

まさに、KSKシステムは、国民情報行政・役人独占につながる、「分散管理型の包括的なナショナル・デ

ータベース」の一翼をになう存在なわけである。

五 データ監視社会か 精神的に自由な社会か

このまま行くと、行政・役人は、各機関のデータベースに分散した形で、各人の番号別に管理されている国民情報に瞬時にアクセスできる国民背番号(共通番号)という、「マスターキー」を手に入れることになる。このマスターキーを使えば、行政・役人に、国民情報の全貌が瞬時に丸見えになる状況が起き上がることもなる。

このよつな状況は非常に危険である。「悪いことをしなければ恐れるに足らず」では済まされない。

なぜならば、現在のような密室行政のもとでは、国民情報を独占することになる行政・役人がデータベースを悪用しても、国民・納税者サイドからはそれをチェックするのはきわめて難しい状況にあるからである。

データベース化の促進、番号制度のあり方などを検討する際には、わが国が「データ監視社会」にならな

いようにするための方策を考えることが大切である。

「精神的に自由な社会」を守るためには、ときには「行政の効率」を犠牲にする必要がある。また、国民が、行政・役人を丸裸にできるような、大胆な「情報公開法」の制定も必要である。

本来、国民の「知る権利」やプライバシーを守るための立法を検討することは、国会議員の仕事である。しかし、残念ながら今の立法院は、行政・役人の手助けがないと、法案一つ満足にできない状況にある。

こうした状況が、行政・役人の手による包括的なナショナル・データベースの形成、その一端としてのKSKシステムの導入、国民背番号(共通番号)制の強行を許す素地にもなっている。

将来に禍根を残さないためにも、現在進められている、行政・役人が国民情報を独占する仕組みそのものあり方について、市民の人権の確保の観点から、徹底した議論を展開する必要がある。

また、税の専門家も、KSKシステムの導入はOCR対応のA4型の申告書式の採用等々、のレベルでの議論にまどわされることなく、本質を見抜いた上で議論を展開する必要がある。

市民団体を支える法人制度・税制を考える(2)

なぜ、わが国でNPO・NGO活動は必要か

本来のNPO・NGOかどうかの第一の判断基準は、「非政府性」政府組織からの自立」です。前号に引き続き、これ以外の判断基準とは何か、さらにわが国でのNPO・NGOの活動の必要性について考えます。

NPO・NGOの活動とは何か

前号から続く

「非営利性」とは

真のNPO・NGOかどうかについての第二の判断基準は、「非営利性」である。「非営利性」とは、収益活動を行ってはならないということではない。NPO・NGOは、本来の活動資金を得ることをねらいに、出版物やグッズの販売など副次的に収益活動を行うことは問題がない。

「非営利性」の真の意味は、まず、NPO・NGOの活動資金などを、適正な報酬の支払の場合を除き、その役員や会員などに分配してはならないということである。アメリカなどでは、「分配禁止の要件」(Non-distribution

constraint)と呼ばれる。次に、NPO・NGOの施設などを、その役員などが個人の利益をはかるために流用してはならないということである。アメリカなどでは、「私的流用禁止原則」(private inurement doctrine)と呼ばれる。

外部から、「非営利性」の基準に触れる行為がなかったかどうかを容易に判断できるようにすることは重要である。この基準は、NPO・NGOの活動・財務内容の透明化、開示など、アカウントビリティ(会計責任)の問題とも密接な関係がある。

「ボランティア」とは

真のNPO・NGOであるかどうかの判断基準として、「ボランティア」、つまり、自発性の有無があげられる。これは、NPO・NGOの活動資金が、一部にしろ自発的な寄付金で賄われているかどうか、活動参加者の中にボランティアがいるかどうか、で判断しようというものである。

従来、わが国の企業財団や外郭団

体の多くは、企業や個人に対し、「金銭」ないしは「財産」の形で自発的な参加を求めてきた。これに対しアメリカなどでは、個人市民については、ボランティアとして、「労力」ないしは「時間」の提供、つまり自発的な「役務の寄付」も奨励している。アメリカにおいて、NPO・NGOが「ボランティア団体」といわれるのは、こうしたことも一因である。

わが国では、「役務の寄付」の形による個人市民の参加型の社会貢献活動(ボランティア活動)は、近年急速に盛んになってきている。これは、質的に改善されてきた生活、それに伴いボランティア活動などに参加できる余裕がようやくできてきたことなどが理由といえる。

しかし、一方では、かつての「滅私奉公」精神のもとで強要された、「勤労奉仕」のイメージが、市民の脳裏から完全に払拭され得ていないのも事実である。とりわけ、近年、文部省や厚生省、さらにはそれらの外郭団体が、しきりに、「ボランティアのすすめ」

朝日大学教授
PIJ代表

石村 耕治

をPRしている。活動を点数評価し、入試などに利用しようという動きすらある。こうした官主導の「お仕着せ」の社会貢献活動への参加の推進運動に対し、かつての「勤労奉仕」のイメージをダブらせ、活動に消極的になっていく市民も多いものと思われる。

やはり、真のNPO・NGOが多様なプログラムを組み、市民が自由に選択し参加できる形の方が健全といえる。

日本にとり

NPO・NGOの意義とは何か

国内外のさまざまな課題への対応においては、第一セクター(政府部門)の役割が重要なことはいままでもない。しかし、価値観が多様化し、複雑化しているため、第一セクターだけでは十分な対応が難しい場合も多い。また、十分な対応を行おうとすれば、いたずらに政府部門を拡大することにながりがかねない。

近年、「小さな政府」あるいは「政府部門のリストラ」などのスローガンが、幅広い支持を得ている。このことからわかるように、政府部門を今以上に拡大していく政策に対してコンセ

ンサスを得ることは容易ではないものと思われる。まさに、こうしたところに、多様な課題に柔軟に対応できるNPO・NGOに大きな期待を寄せざる理由の一つがある。

周知のとおり、アメリカは、共和党・民主党という二大政党体制にある。こうした体制のもとにあっても、市民の多様な声をくみとり、これを現実の政治ないしは政党の政策に反映させていく上で、NPO・NGOが大きな役割を演じている。

一般に、「政策提言型市民団体(Nonprofit Advocacy Organization)」ないしは「社会活動団体(Social Welfare Organization)」といわれる団体である。これら政策提言型市民団体は、たんに民間公益サービスを提供するNPO・NGOとは異なる。

積極的に公民権運動や消費者運動、また逆に道徳運動などを推進し、アメリカ社会における多様な課題に対応を行っている。消費者運動家ラルフ・ネーダーの主宰する団体「パブリック・シチズン(Public Citizen)」や超保守的な宗教伝道師ジェリー・ファルウエルの主宰する団体「道徳的大衆(Moral Majority)」などが、その典型である。

一方わが国も、小選挙区制の採用、自社中心の連立政権の出現など、ア

メリカ型の保守二大政党中心体制への移行が、現実のものになりつつある。こうした政治体制にあっては、市民の意見を現実の政治に反映させることは容易ではなくなる。まさに、少数意見を尊重し多様な価値の共存をはかるためにも、わが国でも、アメリカにあるような多様な政策提言型市民団体を育成することは急務といえる。さらにNPO・NGOは、草の根レベルでの国際社会への貢献という面でも重要である。

国連は、人権問題などについては、各国の政府代表に加え、各国のNGOからも意見を聞くことになっていく。これは、政府代表がとかく自国の利益のために国連を利用しがちなことへの対策である。各国のNPO・NGOには、国連・社会経済理事会(ECOSOC)との協議資格を得た上で、「国連NGO(ECOSOC・NGO)」として国連会議へのオブザーバー出席など、さまざまな貢献が求められている。

地球サミットなどの国際舞台においても、わが国は、経済大国、NGO小国、などと批判を受けている。また、国際貢献の面で、わが国に多くの発展途上国が期待しているのは、ヒモのつかないカネの拠出とともに、制服を着ていないヒトの派遣である。

まさに、国際社会で信頼される国になるためにも、わが国でのNPO・NGOの育成は急務といえる。

活動を支える制度をどう構築するか

NPO・NGOが国内外で伸び伸び活動できるためには、その組織や財政的基盤がしっかりしていなければならない。このための法人制度、税制を再点検し、バックアップ態勢を整えることは急務といえる。

なお、この章に関しては、本紙に掲載した「民間非営利法人法案要綱(プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PeerJ)試案)」も、参照されたい。

外郭団体作りがねらいの現行法人制度

わが国のNPO・NGOの多くは「任意団体」である。NPO・NGOが組織的にしっかりするためには、民法34条のもとで設立が認められる社団法人ないしは財団法人(以下「民法法人」)になることが考えられる。しかし、民法法人になるためには監督官庁(主務官庁)から設立許可を得なければならぬ。

この設立許可権が、まったく不透明かつ恣意的に行使されているのである。たとえば、財団法人になるた

めには、五億円程度の基金を準備するよう高いハードルを設け行政指導をしたりしていることは、その一例である。また逆に、主務官庁の役人の天下りを受け入れ、「外郭団体」化した財団法人には、五千万円の基金で設立を許可したりしている。

NPO・NGOは、一般に官による統制になじみにくい、という性格をもっている。現在のような主務官庁制度や法人設立許可実務が続く限り、NPO・NGOの多くは、法人化に躊躇し任意団体のままでいるに違いない。こうした問題を解決するためには、民法法人の設立手続を抜本的に簡素化・透明化する必要がある。また、主務官庁のない準則主義に基づく非営利法人制度の導入を別途検討するのによい。

あるいは、市民活動促進法(仮称)を制定し、その中で準則主義に基づき市民団体に法人格を付与するののも一案である。現在、区分所有法のもとでマンション管理組合に法人格を認めている例に倣うわけである。

税制を通じた活動助成の必要性 NPO・NGOは、自然環境の保全や外国人労働者の保護など多様な活動を行っている。こうしたNPO・NGOの「本来の活動」には、「任意団体」である場合も、「民法法人

(「社団法人・財団法人」)である場合も、法人税などの税金はかからない。これは、この種の活動が営利をねらうとしていないことから、むしろ当然といえる。

NPO・NGOが、「自立」を保つためには、行政や企業から必要以上に「ヒモつきの資金」をもらわない方がよい。従って、いかに多くの自主財源を確保するかは重要な課題といえる。

NPO・NGOの中には、本来の活動にあてる資金をかせぐため、書籍の出版や商品を製造しそれらを販売したり、有料でサービスを提供しているケースが多々ある。こうした活動は、「収益事業」と呼ばれ、税金がかかる。任意団体である場合には、その果実である所得に対し通常の法人税率(37・5%、ただし八百万円以下の所得には28%)で課税される。一方、民法法人である場合には、軽減税率(27%)で課税され、しかも収益事業で上げた所得を一定割合(27%)まで無税で本来の活動に充当できる。

このように、収益事業をめぐる課税取り扱いにおいて、民法法人は明らかに優遇されている。NPO・NGOの財源確保のためには、法人化を容易にするか、さもなければ、任意

団体に對しても民法法人と同等の課税取り扱いを保障する必要がある。

NPO・NGOが自主財源を確保するために収益事業をやるのも一案である。しかし、慣れない収益事業をやり、欠損を出し、逆に本来の活動に支障をきたす恐れも強い。

こうしたことを考えると、やはり、自主財源の拡充にあたっては、少額であっても個人市民から広く寄付金を募る方が無難といえる。

NPO・NGOに寄付が集まるかどうかは、税制のあり方も大きく影響する。現行の税法のもとでは、個人が任意団体や民法法人に出した寄付金を、その個人の所得税を計算するときに控除できないのが原則となっている。したがって、寄付を出した個人の税金は安くない。

寄付するのは自由であるが、通常、税金を支払った残りの金銭の中から寄付することになる。寄付すれば、控除が認められ、税金が安くなるのは、きわめて例外的な場合に限られる。

こうした例外の一つが、大蔵省・主務官庁から「公益の増進に著しく寄与」する活動をしている法人(「特定公益増進法人」、通称「特増法人」と個別に認定が受けられた民法法人)に出した寄付金である。たとえば、厚生省を主務官庁とする「肺がんの

子供を守る会」は特増法人である。個人がこの会へ寄付すれば、法定限度額(所得の25%マイナスイ万円)まで所得控除ができる。

しかし、問題は、この特増法人の認定は、条件がきわめて厳しく、手続も不透明なことである。また、認定の対象となるのは、民法法人など法人格のあるものに限られ、任意団体は除外されている。一九九三年一月まで、民法法人でこの認定が受けられたのは九四九法人である。しかも、ほとんどが外郭団体である。

「市民団体タイプ」の法人格のあるNPO・NGOで特増法人の認定が受けられたのは、数えるしかない。

たとえば、「自由人権協会(主務官庁「法務省)」は、わが国における人権NPO・NGOとして草分け的な存在であり、顕著な活動実績がある。しかし、役人が作った政令において、「人権擁護」が「公益の増進に著しく寄与」する活動とみなされていないことから、認定対象にすらならない。

このように、現行の寄付金税制は、NPO・NGOにまったく身近なものになっていない。これは、「市民団体」「反政府団体」といった程度の時代錯誤的な認識よりない役人に、租税政策の決定を全面的に任せてしまっている政治家や市民の側にも大きな責任が

ある。また、NPO・NGOは、多様な社会貢献活動を行うことにより、政府機能の不要な拡大を防ぎ、「小さな政府」作りに役立っているのは自明のことといえるにもかかわらず、寄付金税制を通じてこうした活動に「対価」を与えることについては、必ずしも十分なコンセンサスが得られていないことも一因といえる。

市民が自主的にNPO・NGOのうち一つを選んで寄付をし、税制を通じて所得控除の方法で寄付者に報いる形で行う公的資金の配分方法は、合理的である。公的資金の配分システムの民営化にもつながる。また、補助金の形を通じて資金配分の場合とは異なり、役人の権限を抑えることもできる。

一方、NPO・NGOにとっても、寄付金が増えれば、活動財源の多様化・安定化が可能となる。また、寄付金の集まりは活動内容の良し悪しにかなり作用されることになるから、第三セクターに自由競争原理が働くこともつながる。

まさに、寄付金税制の見直しは急務といえる。この場合、現行の「特増法人」から「特増団体」制度に改め、任意団体も認定対象に含めることも一案である。また、政令を改正し、認定対象を、「人権の保護」など「社会貢献活動一般」に拡大する必要がある。同時

に認定手続の・簡素化透明化をはかる必要がある。

このほかに、寄付金税制見直しの課題はある、それらは、「指定寄付金」制度、ボランティア奨励のための参加費用の寄付金控除制度創設、年末調整で寄付金控除を可能にするなど、多岐にわたる。しかし、これらの見直しにあたっては、現行の「特増法人」制度の抜本的改革が原点であることはいうまでもない。

むすび

生活者優先の社会の実現、草の根レベルでの国際社会への貢献、少数意見を尊重し多様な価値の共存をはかるためには、市民の自発的な活動を基調とした多様なNPO・NGOの存在は必要不可欠である。現行の官主導の外郭団体作りをねらいとした民法法人制度。これを支える税制に対する批判が高まってきている。市民主導のNPO・NGOが、恒久的な組織、優れた人材、社会的信用、さらには財政的基盤を確立できるような法人制度、税制を整備することは、最優先の政策課題の一つとして取り組まなければならない。

民間非営利法人法案要綱

「試案」発表にあたって

プライバシー・インターナショナル・ジャパン（PIJ）

一九九五年二月一日



プライバシー・インターナショナル・ジャパン（PIJ）は、「プライバシー

を守るための非政府団体（プライバシーNGO）」である。データ監視社会化の防止、情報プライバシーの保護活動を推進するとともに、内外の機関、個人との交流・協力を通じて、市民サイドからわが国のプライバシー環境の改善・整備のための政策提言を行うことを目的としている。またPIJは、ボランティアの会員で組織され、シンクタンク機能を持ったNGOでもある。

市民の多様な声を行政や立法府に反映させたり、市民の自主的な社会貢献活動を支援・活性化するために、行政や企業から自立したNGO（非政府団体）ないしはNPO（非営利団体）の育成をはかり、層の厚い真の第三セクター（ボランティア・セ

クター）の形成に努力することが必要不可欠である。

NGOやNPOの育成策はさまざま考えられる。それらのうち最も重要なものの一つが、NGOやNPOの法人化を容易にすることである。また、法人化されたNGOやNPOが、補助金など公的な資金に必要以上に依存することなく、自主的な財源を容易に確保できるように、税制上の対応をすることも重要である。

わが国には、従来から第三セクターに属する団体の法人化のための仕組みとして、民法のもとでの「公益法人（社団法人・財団法人）制度」が存在している。しかし、この制度のもとでは、「主務官庁制度」があり、行政（第一セクター）の支配・監視に服さなければ、法人になることができない仕組みになっている。すなわち、現在の制度を前提とする限り、

NGOやNPOは、法人になることすれば、行政に監視される法人にならざるを得ない構図にある。また、現実にも、公益法人の多くは、行政補完型あるいは行政主導型の「外郭法人」、「半官半民法人」のような姿で存在している。しかし、こうしたタイプの法人は、国際的に真の第三セクター法人としてはほとんど通用しない。

このような状況を憂慮し、PIJは、「NGO・NPO法人制度・税制検討委員会」を設け、社会福祉の増進、人間環境の保全、人権の擁護、国際援助・協力、災害救援など、多様な社会貢献に従事するNGO、NPOに関する法人制度及び税制のあり方について検討を進めてきた。

そして、この度、民法に基づいた現行の公益法人（社団法人・財団法人）制度とは別途の、主務官庁制度のない準則主義（不干渉主義）に基づく民間非営利法人制度（仮称）を新たに導入することが妥当である、との結論に至った。

また、財政支援措置の一環として、適格非営利法人を、課税上、「公益法人等」とみなすとともに、特定公益

増進法人の認定（承認）対象とすべきであるとの結論に至った。さらに、現行の特定公益増進法人制度の認定（承認）要件の緩和・合理化、手続の簡素化なども必要不可欠であるとの結論に至った。ちなみに、特定公益増進法人の認定（承認）を受けた適格非営利法人の活動にボランティアとして参加した際に支出した費用を、寄付金控除の対象に含めることなども、わが国のボランティア・セクター（真の第三セクター）の健全な発展にとり、必要不可欠なものである。NGO・NPO法人制度・税制検討委員会は、こうした点について早急に改善が図られる必要がある、との結論に至った。そして検討結果を、『民間非営利法人法案要綱（プライバシー・インターナショナル・ジャパン（PIJ）試案）』としてとりまとめた。

このPIJ試案は、一九九五年二月一四日の運営委員会で承認されたので、本日公表することにした。このPIJ試案の内容が広く大方の理解を得て、できるだけ速やかに民間非営利法人法（仮称）として実現されることを切に望んでいる。

民間非営利法人法案要綱

プライバシー・インターナショナル・ジャパン（PIJ）試案
 一九九五年三月一四日運営委員会承認
 ピーアイジー
 PIJ NGO・NPO法人制度・税制検討委員会

第一（趣旨）

社会福祉の増進、人間環境の保全、人権の擁護、国際援助・協力、災害救援など社会貢献を目的とした市民の多様な活動を支援する民間非営利団体の法人化を促進するために、新たに民間非営利法人制度を設ける。

第二（法人格の取得）

社会貢献活動を目的とする民間非営利団体は、会員三分の二以上の多数による総会の決議により定款を定め、かつ、政令の定めるところにより、その主たる事務所の所在地において登記により法人（以下「適格非営利法人」となることができる。

第三（定款記載事項）

定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 名称、代表者
- 事務所の所在地

目的及び活動事項

役員に関する事項
 役員に関する事項
 会員に関する事項
 総会・役員会に関する事項
 財務・会計に関する事項
 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

年次報告書の公開に関する事項
 その他法人の運営に必要な事項

第四（適格非営利法人の課税取扱い）

適格非営利法人は、国税及び地方税上、公益法人等としての課税取扱いを受ける。

第五（特定公益増進法人制度の適用）

1. 設立後一年を経た適格非営利法人は、所定の書式に必要事項を記載し、特定公益増進法人（以下「特増法人」）の申請を行うことができる。

2. 特増法人の申請は、所轄の税務署長に行わなければならない。

3. 申請がなされた場合、税務署長は、当該申請に対する承認又は却下の処分を書面で通知しなければならない。申請後三ヶ月を経過しても却下の通知がないときには承認されたものとする。

4. 税務署長は、次のいずれかに該当する場合に限り、申請を却下することができる。

申請した団体の本来の事業が実質的に営利を目的としているとみられるか、またはもっぱら特定者の経済的利益を目的としているとみられる場合。

活動内容や会計を明確にできない記録等の備付け及び保存が行われていない場合。

5. 所轄の税務署長は特増法人の承認を受けた適格非営利法人（以下「特増非営利法人」）が、前記4のいずれかに該当することになったときは、その承認を取り消すことができる。承認の取消を行う場合には、事前に被処分法人に対し処分理由を書面で告知し、聴聞の機会を『えなければならない。なお、承認の取消処分は、この処分に対する争訟手続に係る最終判断が確定するまで、効力を生じない。

自治省『共通番号構想』の重大な危険性を訴える石村代表

PIJ創設記念講演会開催

三月二十五日、東京・新宿の農協会館でPIJ創設記念講演会「政府のナショナル・デュータベース構想と国民皆番号制（講師石村耕治・PIJ代表）」が開催された。三月早々に自治省の『共通番号構想』が発表されたこともあり、多くの市民・マスコミ関係者が参加した。講演では、『共通番号制』がプライバシー権に重大な影響を与えることが浮き彫りにされ、参加者からの熱心な質問、PIJへの激励もあり、この問題に対する関心の高さをうかがわせた。講演後石村代表は、自治省の『共通番号構想』に対するPIJの見解を発表。石村代表はこのような暴挙を絶対許すことはできないと、PIJが今後このような動きに反対活動を

石村先生の写真

『民間非営利法人法案要綱・PIJ試案』も発表され、NGO・NPOの健全な育成の重要性を訴えた。

(た)

記念講演会場写真

三月二十五日新宿農協会館でPIJ創設記念講演会開催

第六（特増非営利法人の寄付受入 特定口座の届出・利用）

1. アカウソタヒリティ（会計責任）を確保するために、特増非営利法人は、金融機関に寄付金受入のための特定口座（以下「寄付金受入特定口座」）を開設し、所轄の税務署長に届け出なければならない。

2. 所得控除ないしは損金算入の対象となる寄付金を支出しようとする者は、特増非営利法人の開設した寄付金受入特定口座を利用しなければならない。また、寄付者は、当該口座への払込受領証によつてのみ寄付金控除ないしは損金算入を行うことができる。

第七（ボランティア参加費用への 寄付金控除の適用）

1. 個人納税者が、特増非営利法人の活動に、実質的な無償ボランティアとして参加した場合、当該ボランティア活動にかかった通常必要経費のうち、自己負担した分を寄付金として所得控除を受けることができる。

この場合、当該特増非営利法人から参加日程等の証明書を受け取り、寄付金控除の申告の際に提出するものとする。なお、この場合の通常必要経費としては、たと

えば、ボランティア活動に参加する際に自己負担した交通費、参加用被服費、宿泊代、通信費、保険料、食事代などがあげられる。

2. 個人納税者は、自らと生計を一にする配偶者その他の親族で合計所得金額が基礎控除額以下の者が、特増非営利法人の活動に実質的な無償ボランティアとして参加した場合、当該ボランティア活動にかかった通常必要経費のうち、当該納税者ないしは当該親族が自己負担した分を寄付金として所得控除を受けることができる。

第八（ホームステイ受入納税者に 対する寄付金控除の適用）

個人納税者が、特増非営利法人の実施するホームステイ（第三者たる家庭での日常的な生活のための暫定的（原則として一年以内）かつ実質的に無償の滞在）プログラムの支援者となり、乳児、幼児、児童、生徒、学生（留学生を含む）、高齢者、障害者、被災者などを自己の家庭に受け入れた場合、それにかかった通常必要経費の支出については、一ヶ月（ただし端数は切り捨て）あたり三万円まで寄付金として所得控除ができる。

ただし、納税者が、補助金の支給を受けているなど実質的な実費弁償を受けている場合や、明らかに営利を目的としているなどの場合には、その限りではない。

特増非営利法人の実施する「適格ホームステイ・プログラム」としては、たとえば、「里親プログラム」、「託児・高齢者・障害者・家庭のない者などのデイ・ケア・プログラム」、「留学生受入プログラム」、「被災者受入プログラム」、「国際難民受入プログラム」などがあげられる。

なお、納税者は、当該特増非営利法人からホームステイ受入や滞在日数等に関する証明書を受け取り、寄付金控除の申告の際に提出するものとする。

第九（特増非営利法人の 活動内容の公開）

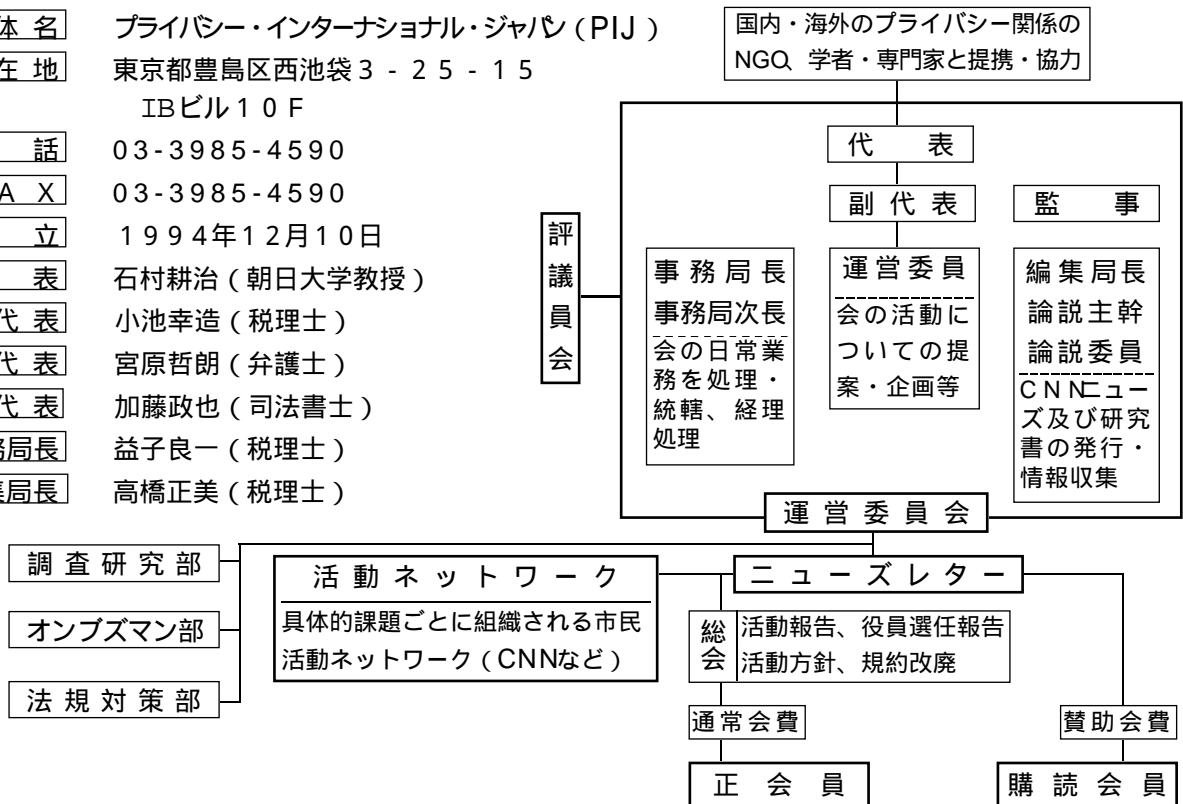
特増非営利法人は年次報告書及び財務内容が明確になる資料（財務報告書等）を作成し、主たる事務所に備付け、保存しなければならない。それらは一般に公開しなければならない。

なお、財務の公開にあたっては、寄付受入特定口座への入金状況並びに当該法人が証明した寄付金控除の適用となったボランティア参加費用の支出概況及びホームステイの受入概況等の報告が含まれていなければならない。

PIJ組織の概要

- 団体名** プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
- 所在地** 東京都豊島区西池袋3 - 25 - 15
IBビル10F
- 電話** 03-3985-4590
- FAX** 03-3985-4590
- 設立** 1994年12月10日
- 代表** 石村耕治 (朝日大学教授)
- 副代表** 小池幸造 (税理士)
- 副代表** 宮原哲朗 (弁護士)
- 副代表** 加藤政也 (司法書士)
- 事務局長** 益子良一 (税理士)
- 編集局長** 高橋正美 (税理士)

【PIJ組織概念図】



PIJ

とはデータ監視社会化の防止、情報プライバシーの保護活動を推進するとともに、内外の機関、個人などとの交流・協力を通じて、市民サイドからわが国のプライバシー環境の改善・整備のための政策提言を行うことをねらいに組織された、シンクタンク機能を持つ“プライバシーを守るための非政府団体 (Privacy NGO)”です。

PIJの考え方や活動に賛同する個人は、どなたでも会員になることができます。(団体の入会は事務局までお問い合わせください)

入会のご案内

あなたもCNNのネットワークに入会いただいた方には、このCNNニュース(季刊)をお送りします。

正会員.....年間10,000円
 会費は、賛助(購読)会員.....年間 3,000円
 入会資料は下記までご請求ください
 / 03-3985-4590

郵便振 00140 4 169829
 替口座 ピー・アイ・ジェー(PIJ)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3 - 25 - 15 IBビル10F 〒171
 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋正美

Published by

Privacy International Japan(PIJ)
 IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro
 Toshima-ku, Tokyo, 171,Japan
 President Koji ISHIMURA
 Tel/Fax +81-3-3985-4590

編集及び発行人

NetWorkのつばやき

・住民の番号管理論者である岩国哲人東京都知事候補の落選、“おめでとう”。岩国サン、都民は“企業管理もどきの冷たい行政”ではなく“ぬくもりのある行政”を望んでいるのですぞ。“反省”・PIJ事務局へは本会の活動について各界の方々から激励をいただいています。国民背番号に対しては、いかに嫌悪感が市民の間に強いのか分かります。

(T